

コンプライアンス宣言

公益社団法人 福島県建築士会

当建築士会は、建築士の業務の進歩改善と建築士の品位を図り、建築文化の進展に資することを目的とし、安全で安心な建築物の供給に寄与するため、公平かつ公正で透明性の高い業務の実施に努めて参ります。

私たち役職員一同は、事業および業務を遂行するに当たって守るべき重要な事項を次のとおりと定め、あらゆる局面において法令および当建築士会の定款や規則のみならず、当建築士会が社会の一員として守るべき社会規範や倫理を遵守することを宣言します。

1. 信頼の確保

建築士の業務の進歩改善と建築士の品位を図り、建築文化の進展に資することを目的とし、安全で安心な建築物の供給に寄与するため、公平かつ公正で透明性の高い業務の実施にあたり、業務を健全に運営し、社会からの信頼の確保に努めます。

2. コンプライアンスの徹底

法令や当建築士会の定款および規則を遵守し、社会規範に逸脱することのない、誠実かつ公平で公正な事業活動を行います。

3. 事業活動に関する情報の開示

当建築士会の事業活動に関する情報を適切かつ公正に開示し、その透明性を高めます。

4. 情報の適正な管理

個人情報については、法律に基づいて取得・保有・利用し、個人情報をみだりに他に知らせたり、不当な目的に利用しません。
また、業務上知り得た相手先の機密情報を他に漏洩しません。

5. 問題発生時への迅速かつ適確な対応

問題への対応にあたっては、速やかに事実関係を把握し、その解決のため迅速かつ適確に行動します。

6. 不当な要求への対応

反社会的勢力からの違法・不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応します。